



料金後納

ゆうメール



青申やまぐち

令和8年6月
山口青色申告会

税理士無料相談日

今年度も税理士さんによる無料相談会を行います

〈所得税・相続税・贈与税・
土地の譲渡に対する税金など〉

令和8年

7月 8日(水)	岡本 栄	税理士
8月12日(水)	越智 満	税理士
9月 9日(水)	岩戸 次男	税理士
10月 7日(水)	山村 博文	税理士
11月11日(水)	古谷 和彦	税理士
12月 9日(水)	田村 直樹	税理士

令和9年

1月13日(水) 岡本 栄 税理士

毎回、13時30分から16時30分までの
相談(1時間単位)で
会場:山口青申会事務局

事前のご予約が必要です。

第62回定時総会開催

5月21日(木)、山口ふるさと伝承
総合センターにおいて、定時総会を
開催しました。



森永会長は、「ここに二、三年、青申会の体制や事務局、役員会の在り方などを協議していただいたお陰で、会としての基礎固めができました。今後更に力をつけていきたいので、皆さんの一層の協力をお願いいたします。」とあいさつ。

杉山山口税務署長より祝辞をいただいた後、令和7年度の事業報告と収支決算の報告、令和8年度の事業計画(案)、予算(案)についての審議が行われ、すべての議案が満場一致で承認されました。

その他の議案について事務局から、中国青色申告会が行っている「モデル青申会」の令和8年度事業に山口会が指定されたとの報告がありました。

収支決算書と収支予算書は別紙のとおりです。

年会費口座振替のお知らせ

令和8年度の年会費の口座振替日は

7月16日(木)です。

年会費7,200円です。よろしくお願いたします。

会員さんの 広告チラシ募集

8年6月1日号から織り込み広告
を始めました。

図案等は会員さんが作成。

A5 サイズ1枚
5000円

青年部・女性部

○青年部・女性部総会開催



青年部独自では、例年行っている「確定申告期の職旗の設置」を行い、女性部では、12月に「フューアレンシメント」を開催しました。

今年度は昨年度に行った行事を中心に活動する予定です。10月には研修旅行を予定しています。

5月12日(火)、防長苑において、青年部・女性部の定期総会を開催しました。

令和7年度の事業報告、決算報告を承認していただき、令和8年度の事業がスタートしました。

令和7年度には、青年部・女性部合同で「山口七たちようちん祭りボランティア」や「青年部・女性部交流会」合同新年会「合同役員会」などいろいろ
な行事を開催しました。



令和8年分確定申告についての改正

確定申告期の決算申告相談事務の混雑などの解消や確定申告期の相談予約の利便性を図るため、ブルーリターンA利用者に対しては、令和8年度は以下のとおり改正させていただきます。金額などの詳細は別紙を参照してください。

これにより、山口青色申告会事務局は、更なる事務の効率化を図るとともに、会員さんへの記帳指導や税務相談・決算申告指導事務を一層充実してまいりますので、ご理解の上ご協力の程よろしくお願い致します。

① 年内における記帳点検と決算整理

＜申告準備ができている会員さんは年内に実施する2回の事前チェックで
決算申告指導料金が割安に＞

日々の売り上げや必要経費などの入力などをされ、早目の申告準備ができておられる会員（いわゆる優良青申会員）さんに対しては、7月から9月の間に記帳点検（30分ごとに500円）を行い、11月から12月間に決算整理（2,000円）を行います。

これにより、翌年には1,000円～2,000円の追加料金で、昨年より安く税理士さんによる決算申告指導を受けることが出来ます。

② 予約システムの年間運用

＜年間を通じて予約を便利で簡単に、予約状況を分かりやすく＞

予約の電話がなかなかつながらない、予約の状況が分からなくて困るといった皆様からの要望にお応えするため、従来のLINE予約に替え、昨年度から山口青色申告会のホームページに新たに「予約システム」を設けました。

ご好評につき、今年度は年間を通じて運用をします。

ただし、電話による申し込みは従来通り受け付けますが、FAXによる申し込みはできません。

青申コーナー

年より減少しましたが、効率的に行なった結果、入会者が13名、仮入会者が12名、ありました。また、初の試みとして実施したLINE登録を行って下さった方が68名おられました。

なお、青色申告の申請は、税務署の方の協力もあり、前年の35%増しの80件ありました。



例年通り、確定申告期間中、Nacの申告会場で「青申コーナー」を開設しました。本年は3月1日からの従事のため従事日数は12日間と前

青色学校

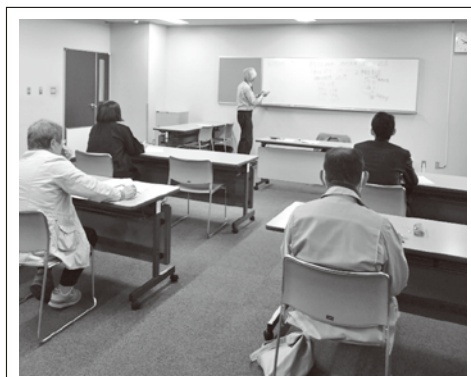
本年も、青色申告会に新しく加入された方や加入を検討されている方を対象に「青色学校」を山口税務署の会議室で開催しました。

研修は、4月14日（火）と4月16日（木）の9時30分から11時までの2回行い、各回4名の方の参加がありました。

研修の内容は、簿記の基本的仕組みと記帳方法が中心で、①青色申告の特典 ②簿記の基本 ③記帳方法（事業主貸・事業主借） ④減価償却についての説明を行いました。

参加された方からは、「青色申告は初めてで分からないことだらけでしたが、基本的なことを教えてい

ただき記帳の大切さを学びました。ありがとうございました。」との声がありました。



事務局だより

4月8日採用
事務局員 松田広志さん



7月より新しくお世話になることになりました。

不慣れでご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、皆様よろしくお願ひいたします。

青色申告会の要望が実現

令和8年度税制改正大綱

1. 青色申告特別控除の見直し

給与所得控除の最低保証額に対応した青色申告特別控除の引き上げにより青色申告特別控除は、図表1のとおり令和9年分から要件が見直されたうえ、上限額が75万円(現行:65万円)に引き上げられます。

図表1 青色申告特別控除の見直し(概要)

対象者	記帳方法		申告方法		控除額	
	手書き帳簿	会計ソフト	電子申告	書面提出		
▶事業所得者 ▶事業的規模の不動産所得者	—	※1	○	—	75万円	
	○	○	○	—	65万円	
	○	○	—	○	10万円	
▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者	○	○	○	○	10万円	
▶事業所得者または不動産所得者で前々年の収入金額が1,000万円以下の方※3 ▶事業的規模に満たない不動産所得者 ▶山林所得者	簡易帳簿	簡易帳簿で記帳できるのは左の方に限定されます※2		○	○	10万円

2. インボイス制度の負担軽減措置の恒久化

(1) インボイス発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除の経過措置

売り上げに係る消費税額の2割を納付税額とする2割特例は、割合を3割に改めたうえ、個人事業主に限って2年延長(9年分と10年分)されます。

(2) インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入に係る税額控除の経過措置

適用期間や控除可能割合が以下のとおり見直され、2年延長されます。

令和8年10月1日～令和10年9月30日 70%

令和10年10月1日～令和12年9月30日 50%

令和12年10月1日～令和13年9月30日 30%

図表2 基礎控除額の引き上げ
(令和8・9年分)

合計所得金額	改正前	改正後
132万円以下	95万円	
132万円超 336万円以下	88万円	104万円
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円

※2,350万円超は変更がありません。

3. 基礎控除の見直し

令和8・9年分は図表2のとおり、控除額が引き上げられます。

4. 給与所得控除の見直し

令和8・9年分は、最低保証額が74万円(現行:65万円)に引き上げられます。

青申会へようこそ 新入会の方へ紹介

(お名前)	(事業所)	(所在地)
石井 咲江	清掃	東山
林田 徳子	カーネーション介護タクシー	防府市
楠 佳央里	リラクゼーションサロン Tsubomi	穂積町
辻下 英夫	英翔ホームズ	赤妻町
福田 啓子	Gemini	宮野下
増山 佳恵	足つぼマッサージサロン matsuba.	黒川
古屋 佳嗣	古屋内装	下小鯖
立花 邦夫	かねこ食堂	小郡
古屋 純子	古屋工務店	上小鯖
宮本 勝志	鉱山の現場管理業務	後河原
大西 竜彦	テニスコーチ	大内
大賀 伸彦	軽貨物運送	維新公園
金谷 浩三	Bar RURU	湯田温泉
徳田 敦之	トクさん家	徳地
吉川 治	大工	仁保
柴田 祐司	不動産	道場門前
田中 辰美	競技団体の強化スタッフ	吉田
山本 淳	健康相談NOZOMI	黄金町
武居 裕三	武居商会	佐山
寺戸 康徳	不動産賃貸業	吉敷
大庭 均司	保険代理店	下小鯖
高木 節子	やきとり とりよし	米屋町
酒井 真理子	ケンネル&サロン パプワ	宮野上
藤井 孝志		徳地
山根 圭祐	京山園丁	上小鯖
山根 暁子	ヘアールーム・ベリー	防府市
藤川 良広	YF電気設備工業	阿知須
中村 博康		大内
藤本 裕美	海鮮居酒屋べにや	湯田温泉
矢次 麻美	eyelash&eyebrowMeory	大内

会員の方々のご紹介により多くの方が入会されております。感謝申し上げます。
引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

次回は令和8年10月の予定です!

山口青色申告会事務局

TEL 083-924-1168

FAX 083-923-9222

山口市中市町1-10-4F

URL <http://yamaguchi-airo.com/>

会員数 令和8年 5月末現在 1,012名

STAFF 高木 塩見 大島 三浦 古谷 福田
PRINTING 総合印刷



10万円の青色申告特別控除を 適用している会員さんへ

令和9年分以後の所得税について、不動産所得又は事業所得に適用されている

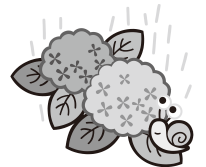
10万円控除の要件が 変わります!

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む方で、その年の2年前の年分の不動産所得又事業所得の収入金額が1000万円を超える方は、10万円の青色申告特別控除ができません。

上記の条件に該当する方は、会計ソフトを使って複式簿記で申告すれば65万円又は75万円の青色申告特別控除ができます。

会計ソフトを利用することで、日々の仕訳を簡単に行うことができ、入力した仕訳は他の帳簿へ自動的に転記・集計され、損益計算書や貸借対照表を効率的に作成できるため、複式簿記による記帳を行いやすくなります。

会計ソフトは、青色申告会会員専用ソフト「ブルーリターン A」をお買い求めください。山口青色申告会の事務局員が対面で分かりやすく丁寧に指導いたします。



編集後記

▶最近の食卓は、ちょっとしたサバイバルゲームみたいだ。値上がり続きでため息が出る一方、新作スイーツや季節限定の食材を見ると、つい心が浮き立ってしまう。スーパーの棚の前で「これは今日のご褒美枠…?」と自問しながら、カゴと相談する時間も増えた。▶それでも、旬の野菜の色合いや、丁寧に作られた惣菜を見ると、食の世界にはまだまだ楽しみが残っていると感じる。
▶シビアな現実と、小さなワクワクが同居する毎日。来月も、この“ゆるめの食の冒険”を続けていきたい。
(高木)